新潟県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年３月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第13号

新潟県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県港湾管理条例施行規則（昭和38年新潟県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（使用許可を行わない場合） **第２条の３**　条例第４条第３項第２号に規定する規則で定めるものは、船舶安全法（昭和８年法律第11号）第12条第３項、船員法（昭和22年法律第100号）第120条の３第４項、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第29条の３第４項又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第19条の51の規定に基づく航行停止又は技術基準適合の命令を受け、これらの命令に基づく改善措置を行つていない船舶とする。 ２　条例第４条第３項第３号に規定する規則で定めるものは、保険契約等船舶の事故に基づく損害賠償その他の請求に対する義務の履行を担保する契約で知事が認める契約を締結していない者又は船舶の事故に基づく損害賠償その他の請求に対する義務を履行していない者とする。 （港湾を利用させないことができる場合） **第２条の４**　条例第４条第４項に規定する規則で定める場合は、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症のまん延を防止することが困難になるおそれが強い場合とする。	（使用許可を行わない場合） **第２条の３**　条例第４条第２項第２号に規定する規則で定めるものは、船舶安全法（昭和８年法律第11号）第12条第３項、船員法（昭和22年法律第100号）第120条の３第４項、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第29条の３第４項又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第19条の51の規定に基づく航行停止又は技術基準適合の命令を受け、これらの命令に基づく改善措置を行つていない船舶とする。 ２　条例第４条第２項第３号に規定する規則で定めるものは、保険契約等船舶の事故に基づく損害賠償その他の請求に対する義務の履行を担保する契約で知事が認める契約を締結していない者又は船舶の事故に基づく損害賠償その他の請求に対する義務を履行していない者とする。 （港湾を利用させないことができる場合） **第２条の４**　条例第４条第３項に規定する規則で定める場合は、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症のまん延を防止することが困難になるおそれが強い場合とする。

附　則

この規則は、平成26年４月１日から施行する。